

## 第15回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和7年8月25日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 岡久部長・遠藤裕美副部長・米山委員・南部委員・岡部委員・中村委員・  
阪井委員・吉岡委員・竹内道明委員・武市委員・遠藤義春委員・山本委員・  
井出委員・西野委員・竹内啓推進委員
- 欠席委員 幸田委員・森委員・湯浅委員・尾崎委員・仁尾委員
- 村田局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議  
の有効性を報告
- 事務局 事務局より議案の訂正です。  
議案書4ページ第3号議案農地法第4条の規定による許可申請について  
ナンバー1でございます。備考をご覧ください。  
初回許可、令和元年12月と記載されておりますが、正しくは、令和元年  
9月です。また、品目変更についてですが、令和4年更新時と記載されてお  
りますが、令和4年時に、当初の「ふき」の育成が悪いことから、「榊」に変  
更するため手続きに時間を要したことから、更新は令和5年に行っておりま  
した。訂正しお詫び申し上げます。
- 岡久部長 (部長挨拶)  
本日は、湯浅委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律 第2  
9条により、「総会又は部会は、推進委員に対し、いつでもその活動につい  
て報告を求めることができる」となっていることから、加茂谷地区における  
事前審議の報告を竹内啓推進委員にお願いしたいと思っておりますが、ご異議ご  
ざいませんでしょうか。
- 一同 異議なし
- 岡久部長 それでは第15回農地部定例会を始めさせていただきます。本日の議事録  
署名者は富岡地区の竹内道明委員と中立委員の西野委員にお願いします。  
それでは、本日の議事に入りたいと思っております。  
第1号議案 非農地証明願について  
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

- 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第4号議案 農地法第5条の規定による事業計画変更について  
第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第6号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について

議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますのでご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。

米山委員 椿地区は案件ございません。

岡久部長 次に、福井地区をお願いします。

南部委員 それでは福井地区からご報告します。福井地区は8月20日に福井公民館にて椿地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7から8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、福井地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長 次に、橘地区をお願いします。

南部委員 橘地区は案件ございません。

岡久部長 次に、新野地区をお願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は8月21日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の6ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

岡久部長 次、桑野地区お願いします。

遠藤裕美副部長 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は8月20日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の5ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次、見能林地区お願いします。

吉岡委員 見能林地区は案件ございません。

岡久部長 次、富岡地区お願いします。

竹内道明委員 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は8月22日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長 次、宝田地区お願いします。

武市委員 それでは宝田地区からご報告します。宝田地区は8月22日に事務局にて見能林地区、富岡地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8から9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、宝田地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく申し上げます。

岡久部長

次に、長生地区です。

それでは長生地区からご報告します。長生地区は8月21日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長

次に、中野島地区お願ひします。

遠藤義春委員

それでは中野島地区からご報告します。中野島地区は8月21日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9から10ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、中野島地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長

次に、大野地区お願ひします。

山本委員

大野地区からご報告します。大野地区は8月19日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2から3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10から11ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長

次に、加茂谷地区お願ひします。

竹内啓推進委員 加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は8月20日に加茂谷公民館に

て地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の11ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、那賀川地区お願ひします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は8月22日に那賀川公民館にて羽ノ浦地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の3ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11から12ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。

岡久部長 次、羽ノ浦地区お願ひします。

井出委員 次、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は8月22日に那賀川公民館にて那賀川地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の12ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくお願ひします。お願ひします。

岡久部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から、第3号議案と第4号議案について報告があるようなので、説明をお願ひします。

事務局 まずは、第3号議案について説明します。

4ページをお開きください。ナンバー1です。

この案件につきましては、前回の更新時に「ふき」から「榊」に作替えを行いました。その榊がまだ幼木であることから、前回の計画どおり、今年も収

穫は行ってはおりません。一部枯れておりましたが、榊を栽培している方からの助言により、遮光カーテンを新たに設け、枯れた分については、新たに榊を植える予定です。

次に、第4号議案について説明します。

5ページをお開きください。ナンバー1です。

この案件につきましては、南部委員から説明がありましたが、令和2年に5条許可が出ておりましたが、転用者は当初の申請人の単独でしたが、妻と共同申請に変更し、2階建てから平屋建てに変更します。

次に、ナンバー2です。既に、遠藤裕美委員から説明がありましたが、当初は、1棟のみの建売住宅を予定していました。しかし、分譲区画を変更し隣地と合わせ、2棟の建売住宅と、申請地の北側に住んでいる方が、駐車場用地として購入を希望していること、また、隣接西側に住んでいる方が敷地の拡張を希望していることから、この度の事業計画変更申請に至りました。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

岡久部長                    それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

阪井委員                    4ページの第3号議案ナンバー1について、前回のまでの分で、フキの収量はどうだったのか。

事務局                      8割は達成されていないので、作替えになった経緯がある。

阪井委員                    榊についても、今現在は幼木なので、収穫はできていないということか。

事務局                      現場確認に行ったが一部枯れているものの、順調に生育している。

阪井委員                    枯れているのか。

事務局                      理由としては、日なたになっている部分があり枯れたと、申請人から確認している。知見を有する者から指導があり、遮光シートを取り付けて、植替えをする予定と聞いている。しかしながら、作替えをして2年になるので、収穫までには至っていません。榊については、5年目ぐらいで、収穫が始まることが多いです。本格化するには、8から9年目であるようです。

阪井委員                    収穫までの間については、発電しているか。

事務局                      発電はしている。

阪井委員 売電収入はどこに入るのか。

事務局 この申請は、4条になるので、申請人に入る。

岡久部長 売電期間中に、育成不良が続き、作替えを繰り返したら、8割が達成されなくても、結果許可になってしまうのではないかと。農業をする努力を怠ってしまう。

事務局 作替えを繰り返したら問題ないかという質問でしたが、繰り返しをした場合は、より慎重な審査が必要になる。また、県内の状況をみると、榊が作替えの最終手段になっていることが多い。

山本委員 榊は、パネル直下の面積ではなく土地の面積に対して収量の8割ですよ。

事務局 仰る様に、令和6年4月以降の見解については、土地の面積に対しての収量の8割です。

山本委員 収量を確保するには難しいのではないかと。

事務局 密集営農するか、それ以外で努力してもらう必要がある。

山本委員 当初のフキの育成について、計画は問題なかったのか。

事務局 営農型太陽光発電施設の転用については、計画書が必要なので、提出されたと判断する。しかしながら、水はけなどの問題で、生育不良になったと聞いている。

山本委員 水はけなどが悪いということなら、当初の計画が悪く調査不足ということではないかと。

事務局 土地所有者である申請人は、問題ないと判断し、知見を有する者の意見も必要事項なので、記載があったと思います。その結果、農業委員会農地部会の許可判断をして、県の農業会議も許可相当と判断した結果、許可になった経緯がございます。しかし、結果的にフキでは、収量を達成することができなかったということです。

山本委員 作替えを繰り返したら、8割を達成しなくても、売電が続けられてしまう。

- 事務局 全国的な問題であるが、繰り返し作替えして申請をしてきた場合は、より慎重な審議が必要になる。
- 山本委員 榊などの、普段育成しないようなものを審査するのはわからない。
- 阪井委員 このような場合があるので、営農型太陽光発電施設については、知見を有する者の意見書が提出されている。
- 事務局 書類上のチェックについては、事務局でもしているが、地元でないとわからないことがある。例えば、前回継続審議で、許可がおりた営農型太陽光発電施設についても、水の問題があり地元の委員が問題あると判断し、その対策を継続審議期間までに解消するように現場に行き指導を行いました。その結果、問題を解消し許可に至りました。このようなことがあるので、委員の皆様には、地区部会でよく審議をお願いしたいです。
- 西野委員 8割要件というのはありますよね。育成期間中については、8割要件を猶予されることになるのか。
- 事務局 その通りです。
- 西野委員 毎年の報告は必要ですか。
- 事務局 毎年の報告は必要です。
- 岡部委員 密については、根付きとかの問題はあるが、榊は枝葉だけですか。
- 事務局 枝葉です。
- 岡部委員 榊は判断が難しい
- 遠藤裕美副部長 榊は木である。成長させて枝葉を切る。高さ的に大丈夫か。日陰を好むとなっているが、日向でも成長はする。
- 米山委員 日向だったら、日焼けをする。売り物にはならない。
- 事務局 農業会議の常任会議でも、榊については、慎重な審議をしている。
- 山本委員 作物の制限はないのか。

事務局 榊を制限するものはない。過去にはレッドクローバーなどは制限の対象になった。

なお、事務局としては、書面上問題なければ、議案として提出することになります。地元でないとわからないこともございます。例えば2ヶ月前の新野地区の営農型太陽光発電については、地区部会で、水のことで問題があるとの意見があり、翌日現場確認した結果、外からの雨水対策が必要であるという結論となり、継続審議になりました。このようなことがあるので、委員の皆様には、現場確認をお願いしたいです。

竹内道明委員 最近、榊の栽培は、地植えか、ポット栽培かどちらが多いか。

事務局 地植えの方が比較的多いです。ポット栽培もあります。なお、今回の申請地は地植えです。

竹内道明委員 どちらの成長が早いか。

事務局 ポットは、高さ制限があるものの、管理はしやすいと思う。どちらが早いからわからない。

岡久部長 それでは他に、意見もないようですから、採決に入りたいと思います。第1号から6号議案について一括して承認してよろしいか。

西野委員 第3号議案について、多くの意見があるので、個別採決が必要だと思います。

岡久部長 では、第3号議案については個別に採決をしたいと思います。

井出委員 8月22日に、羽ノ浦と那賀川で合同で地区部会をした際、当該地は一部榊が枯れていると聞いています。1か月様子を見るため、継続審議にかけてはどうか。

事務局 枯れた榊の植え替えや、遮光シートを設けることですか。

井出委員 この暑い時期に、榊を植えても枯れるのが目に見えている。

岡久部長 植え替えをすることや遮光シートを設けるなど、更新のための努力が必要なのではないか。

- 阪井委員 事業計画書は提出されているのか。
- 事務局 提出されています。
- 西野委員 そろそろ、許可相当、不許可相当、継続審議と決を採ったらどうでしょうか。
- (各委員、銘々に話しをして聞き取れず)
- 吉岡委員 1か月以内に植えても暑さで枯れると思う。もっと涼しくないと定着はしない。
- 山本委員 何故枯れたか、調査をしているのか。
- 事務局 営農指導者から、指導を受けた結果、遮光シートを設けることになっています。
- 岡久委員 この件は、改善する努力ではないか。農家だったら、通常する。枯れない対策はどうなのか。
- 岡部委員 育成期間を認めるのであれば、許可相当とし、収益的に計画的に出されているのでは問題ないのでは。
- 事務局 10年間の収支の予定書は提出済みです。また、毎年の報告書も提出済みです。
- 岡久委員 普通の農家がすることが大事であり、口だけではなく、行動で収量を増やす対策をしていただく必要がある。
- 岡部委員 書類等で問題なければ、不許可にする理由がないのではないか。  
榊は不足しており、代替え品で対応することがあると、神社庁から聞いたこともある。
- 遠藤裕美委員 榊について、日光は生育的には必要である。日焼けの問題だけである。肥料の問題もあるのではないか。
- 事務局 この申請地については、田の土をそのまま利用している。

岡久委員 第3号議案について、継続審議がよいと思う方の挙手をお願いします。

(賛成多数)

吉岡委員 私は棄権しましたが、羽ノ浦地区の委員が本日欠席していますし、次回再度、審議する方がいいと思います。しかしながら、国からの指導もないのに榊や櫛の作物だけの理由で、不許可にするのは問題であると思います。

阪井委員 今回は、10年間の収支予定書に基づいて、枯れている榊を植替えをしてもらい、1か月以内に暑さの関係でできないのであれば、植替えの計画書を出してもらうようになる。

岡久部長 採決の結果、第3号議案につきましては、継続審議となりました。  
第1号、第2号、第4号、第5号、第6号議案につきましては、一括して承認してよろしいか。

(異議なし)

岡久部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。第15回農地部定例会第1号議案から第6号議案について、第3号議案につきましては、継続審議として、それ以外については承認です。

岡久部長 ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

岡久部長 それでは、報告のあったとおり決定します。

岡久部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

(特になし)

岡久部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 (ブロック別研修会について)  
(視察研修について)  
(耕作放棄地について)

岡久部長 ほかにございませんか。

岡久部長 以上をもちまして、第15回農地部定例会を閉会いたします。次回は、9月25日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会